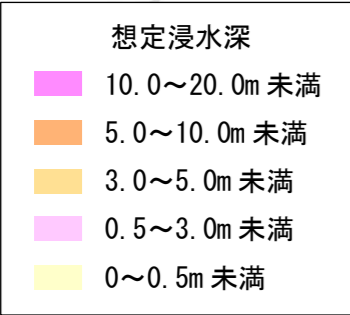
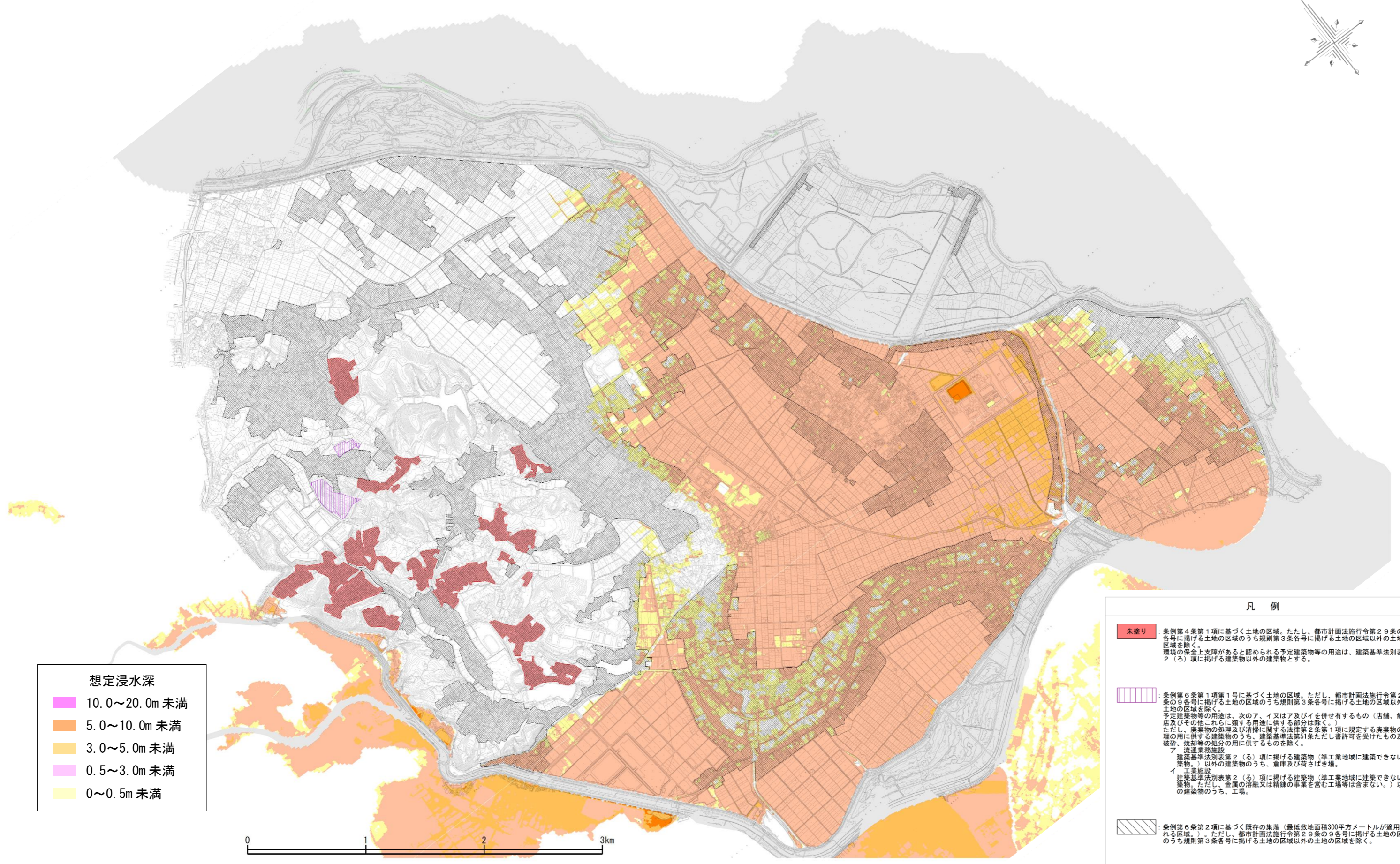
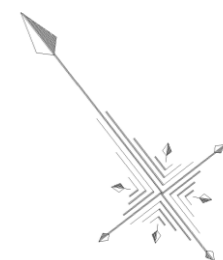


吉見町区域指定図



凡 例

朱塗り : 条例第4条第1項に基づく土地の区域。ただし、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域のうち規則第3条各号に掲げる土地の区域以外の土地の区域を除く。
環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外の建築物とする。

縦線 : 条例第6条第1項第1号に基づく土地の区域。ただし、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域のうち規則第3条各号に掲げる土地の区域以外の土地の区域を除く。
予定建築物等の用途は、次のア、イ又はア及びイを併せ有するもの(店舗、飲食店及びその他これらに類する用途に供する部分は除く。)ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分用に供するものを除く。
ア 流通業務施設
イ 工業施設
建築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物(準工業地域に建築できない建築物。)以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場。

斜線 : 条例第6条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300平方メートルが適用される区域。)。ただし、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域のうち規則第3条各号に掲げる土地の区域以外の土地の区域を除く。

斜線 : 条例第6条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積150平方メートルが適用される区域。)。ただし、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域のうち規則第3条各号に掲げる土地の区域以外の土地の区域を除く。